

石綿使用建築物等解体等業務特別教育 ご案内

平素は、当協会支部の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、石綿使用建築物等解体等業務特別教育は、石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、事業者は当該労働者に対し、当該業務に関する衛生のための法定の特別教育を行わなければなりません(労働安全衛生法第59条第3項、石綿障害予防規則第27条等)。当協会支部では、標記の特別教育を下記の通り開催いたしますので、是非ご受講の程、ご案内申し上げます。



1、日時 令和5年7月14日(金) 9:30 ~ 15:30

2、受講料 会員 8,500円 非会員 9,500円 (消費税込)

※テキストの改訂により**テキスト代が変わった場合、受講料金も変更**となります。

※**会員とは、大阪中央・天満・北大阪(共催)の労働基準協会支部会員事業者を指します。**

上記以外の事業者は、全て非会員扱いとなりますので、ご注意ください。

3、場所 **関西労働衛生ビル 4階 講習室** 大阪市中央区常盤町2-1-12 ※別紙地図参照

※受講者用駐車場・駐輪場はございません! 公共交通機関でお越し下さい。

大阪市中央区常盤町2丁目1-12 ※別紙地図参照

4、テキスト 石綿使用建築物等解体等業務特別教育用テキスト・補足資料

5、申込方法 ◎ **協会窓口への直接申込:**受講申込書に受講料を添えて当協会までご持参下さい

公益財団法人 大阪基準連合会 北大阪労働基準協会支部

枚方市東田宮1-6-4 TEL 072-846-2173 FAX 072-846-5414

◎ **銀行振込:**受講申込書はFAXして頂き、受講料は下記の口座へお振込み願います。

振込手数料はご負担願います。

銀行口座 りそな銀行 枚方支店

普通 6114466

公益社団法人大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部

※お振込み名義は、会社名のほか、支社・支店・営業所名までご記入願います。

◎申込書及び入金を確認の後、『受講票』を送付します。

6、締切 講座実施日の1週間前 ※但し、定員20名になり次第、締め切らせていただきます。



石綿使用建築物等解体等業務特別教育カリキュラム

科目	範囲	時間
石綿の有害性	石綿の性状 石綿による疾病の病理及び症状喫煙の影響	30分
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途 事前調査の方法	1時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業の方法 湿潤化の方法 作業場所の隔離の方法 その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1時間
休憩		
保護具の使用法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号） 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間

石綿使用建築物等解体等業務特別教育 **受講申込書**

(〒 -)

事業場所在地 _____

事業場名 _____

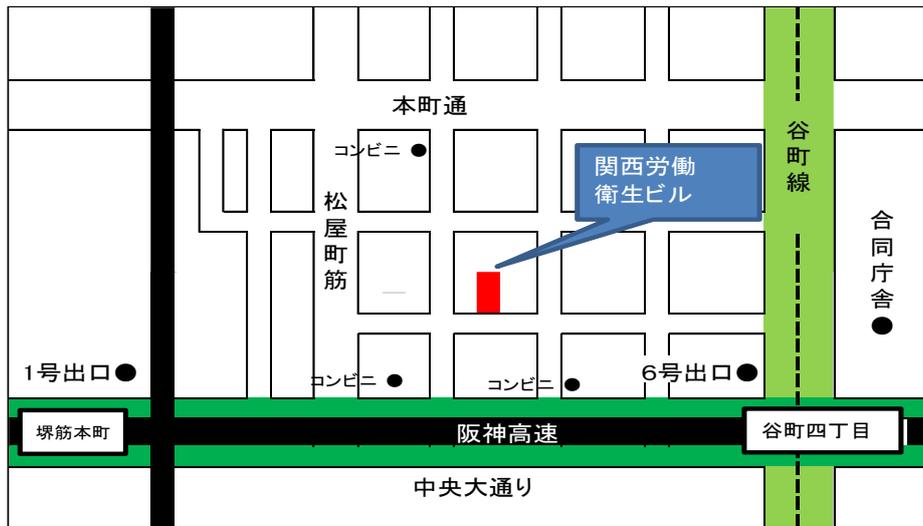
ご連絡担当者名 _____ ご所属部署 _____

電話 _____ () F A X _____ ()

※ 受講番号	受講者氏名	生年月日
		昭和 平成 年 月 日
		昭和 平成 年 月 日

※印は記入しないで下さい。

会場周辺の略図 関西労働衛生ビル 4階



大阪メトロ (地下鉄)

- ・ 谷町線・中央線 谷町四丁目駅下車 (6号出口) 徒歩4分
- ・ 堺筋線・中央線 堺筋本町駅下車 (1号出口) 徒歩8分